

高額療養費制度

高額療養費は、重い病気などで医療費の自己負担額が高額となった場合に、家計の負担を軽減できるように、一定の金額（自己負担限度額）を超えた部分が払い戻される制度です。

70歳未満の方がマイナ保険証を利用するか、「限度額適用認定証」を保険証と併せて医療機関等の窓口（※ア）に提示すると、1か月（1日から月末まで）の窓口での支払いが自己負担限度額（※イ）までとなります。

※ア オンライン資格確認を導入していない医療機関等で受診される場合や、協会けんぽにマイナンバーの登録が行われていない場合は、「限度額適用認定証」を保険証と併せて医療機関等の窓口へ提出いただく必要があります。

保険医療機関（入院・外来別）、保険薬局等それぞれでの取扱いとなります。

※イ 同月に入院や外来など複数受診がある場合は、高額療養費の申請が必要となることがあります。保険外負担分（差額ベッド代など）や、入院時の食事負担額等は対象外となります。

自己負担限度額

70歳以上75歳未満は、負担能力に応じた負担を求める観点から、2018年8月診療分より、現役並み所得者の外来（個人ごと）、一般所得者の外来（個人ごと）及び外来・入院（世帯）の自己負担限度額が引き上げられました。

70歳未満	所得区分		世帯単位・同一月内
	区分ア（標準報酬月額83万円以上の方）		252,600円+〔医療費（※1）-842,000円〕×1%（多数該当（※2）の場合は140,100円）
区分イ（標準報酬月額53万~79万円の方）		167,400円+〔医療費（※1）-558,000円〕×1%（多数該当（※2）の場合は93,000円）	
区分ウ（標準報酬月額28万~50万円の方）		80,100円+〔医療費（※1）-267,000円〕×1%（多数該当（※2）の場合は44,400円）	
区分エ（標準報酬月額26万円以下の方）		57,600円（多数該当（※2）の場合は44,400円）	
区分オ（低所得者・被保険者が市区町村民税の非課税者等）		35,400円（多数該当（※2）の場合は24,600円）	
70歳以上 75歳未満	所得区分	個人ごと（外来のみ）	世帯単位・同一月内（外来+入院）
	現役並み所得者Ⅲ（※3）	252,600円+〔医療費（※1）-842,000円〕×1%（多数該当（※2）の場合は140,100円）	
	現役並み所得者Ⅱ（※4）	167,400円+〔医療費（※1）-558,000円〕×1%（多数該当（※2）の場合は93,000円）	
	現役並み所得者Ⅰ（※5）	80,100円+〔医療費（※1）-267,000円〕×1%（多数該当（※2）の場合は44,400円）	
	一般	18,000円（年間上限14.4万円）	57,600円（多数該当（※2）の場合は44,400円）
	低所得者Ⅱ（※6）	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ（※7）	15,000円		

（※1）医療費：総医療費（自己負担割合と給付割合を合計した10割分）のこと

（※2）多数該当：直近1年間で3か月以上高額療養費に該当した方が、4か月目以降の分を請求する場合

（※3）現役並み所得者Ⅲ：標準報酬月額83万円以上で高齢受給者証の負担割合が3割の方／課税所得690万円以上

（※4）現役並み所得者Ⅱ：標準報酬月額53万~79万円で高齢受給者証の負担割合が3割の方／課税所得380万円以上

（※5）現役並み所得者Ⅰ：標準報酬月額28万~50万円で高齢受給者証の負担割合が3割の方／課税所得145万円以上

（※6）被保険者が市区町村民税の非課税者等である場合です。

（※7）被保険者とその扶養家族全ての方の収入から必要経費・控除額を除いた後の所得がない場合です。

計算例

来週の月曜日から、田中さん（66歳／所得区分は「区分ウ」）は、1か月間入院する。保険適用の総医療費100万円、保険適用の自己負担額30万円（自己負担割合3割）である。

この場合、マイナ保険証を利用するか、限度額適用認定証を使うと、田中さんは、病院窓口で「自己負担限・度額87,430円（※）+保険外自己負担+食事の一部負担金」を支払えばよいことになる。

※ 自己負担限度額 = 80,100円 + (1,000,000円 - 267,000円) × 1% = 87,430円

212,570円を高額療養費として支給し、実際の自己負担額は87,430円となります。